

最高裁秘書第2716号

令和3年8月30日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所調査官において上告された裁判記録を読み、「大法廷回付」、「小法廷での評議」、「棄却相当」、「破棄相当」といった分類をして、担当の最高裁判所裁判官に答申を行うことになっていることが分かる、最高裁判所調査官室作成の文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

2月22日付け（同月24日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第14号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）